

あなたの戸籍・住民票が 第三者に交付されたら お知らせする制度



本人通知制度



この制度は、あなた以外の第三者があなたの住民票や戸籍などを取得した場合に、その事実を文書でお知らせする制度です。通知することにより、不正請求の早期発見など、不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的としています。

この制度を利用するためには、事前申請が必要です。

第三者って？なぜ、本人以外が請求できるの？



★「第三者」とは、下記に該当する方々です。

代理人：本人や戸籍に記載されている人から委任状により依頼を受けた方

代理人以外：自己の権利の行使又は自己の義務を履行するために住民票等を確認する必要がある方や正当な理由がある方（生命保険の満期支払、債権者等）

八 士 業：弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士が依頼者から受任した事件又は事務を遂行するために、職務上必要な請求が出来ます。

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、正当な理由があれば「第三者」でも請求することができると「住民基本台帳法」や「戸籍法」で定められています。

本人通知制度では、交付された方を通知する制度であり、第三者への交付そのものを止めるための手続きではありません。

連絡を受けるには事前申請が必要です！詳しくは、裏面へ

申請について

この制度を利用するには、事前に登録が必要です。登録手続きは、東近江市役所市民課、永源寺支所、五個荘支所、愛東支所、湖東支所、能登川支所、蒲生支所で受付を行っております。申請した翌日から登録されます。



事前登録に必要なもの



- 東近江市本人通知制度登録申請書
- 登録者本人の本人確認資料
運転免許証、マイナンバーカード（公的機関発行の顔写真付きのもの）1点
健康保険証等（顔写真がない場合）2点
- 法定代理人（未成年者の親権者、成年後見人等）の場合は、戸籍謄本など代理権限が確認できる書類
※ただし、東近江市に本籍があり確認できる場合は不要
- 代理人の場合は、委任状、代理人と登録者の本人確認資料（登録者本人の本人確認資料と同様）

通知する内容

本人等の代理人や第三者に住民票の写しや戸籍を交付した場合に、下記の内容が記載された本人通知書を郵送します。

- 交付年月日
- 交付した証明書の種別（住民票の写し、戸籍全部事項証明書、戸籍附票等）
- 交付部数
- 交付請求者の種別（本人等の代理人、第三者、第三者（八土業））



登録後に氏名や住所が変わった場合、届出が必要

転出や転居などにより、住所が変わった場合、婚姻などにより氏名が変わった場合は、変更届が必要です。変更届がないと本人通知が届かない可能性があります。送付先が不明となった場合は登録が抹消されますので、必ず変更届をしてください。

お問い合わせ先

東近江市役所 市民環境部 市民課
〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号
TEL: 0748-24-5630 FAX: 0748-23-6600

